

会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係政  
令の整備等に関する政令 新旧対照条文 目次

- 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）（第一条関係）—— 1
- 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）（抄）（第二条関係）—— 17
- 消費生活協同組合法施行令（平成十九年政令第三百七十三号）（抄）（第三条関係）—— 18

○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行
<p>（医事に関する法律）                      第五条の五の七 法第四十六条の四第二項第三号（法第四十六条の五第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める医事に関する法律は、次のとおりとする。                      一〇十八 （略）                      十九 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）</p>	<p>（社団たる医療法人及び財団たる医療法人の補償契約及び役員のために締結される保険契約に関する技術的読替え）                      第五条の五の十一 法第四十九条の四において社団たる医療法人及び財団たる医療法人の補償契約及び役員のために締結される保険契約について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二章第三節第九款の規定を準用する場合には、同条の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>（医事に関する法律）                      第五条の五の七 法第四十六条の四第二項第三号（法第四十六条の五第五項において準用する場合を含む。）の政令で定める医事に関する法律は、次のとおりとする。                      一〇十八 （略）                      （新設）</p>
<p>第一百八条の二                      第二項第二号</p>	<p>社員総会（理事会設置一般社団法人にあつては、理事会）</p>	<p>理事会</p>
<p>第一百十一条第一項</p>	<p>医療法（昭和二十三年法律第二百五号）                      第四十七条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）</p>	<p>（新設）</p>



読み替える会社法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百十四條第二項及び第四項	(略)	(略)	(略)
第七百十四條第三	第七百三條各号	医療法第五十四條の七において準用する第七百三條各号	医療法第五十四條の五の二
第七百十四條の四第二項	法務省令	厚生労働省令	医療法第五十六條の八第一項
第七百十四條の四第二項	第七百十四條の二	医療法第五十四條の五の二	

(社会医療法人債等に関する技術的読替え)  
 第五条の六 法第五十四條の七において社会医療法人が社会医療法人債を發行する場合における社会医療法人債、募集社会医療法人債、社会医療法人債券、社会医療法人債権者、社会医療法人債権者、社会医療法人債管理補助者、社会医療法人債権者集会又は社会医療法人債原簿についての会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	(略)	読み替えられる字句	読み替える字句
第七百十四條第二項及び第四項	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)		

(社会医療法人債等に関する技術的読替え)  
 第五条の六 法第五十四條の七において社会医療法人が社会医療法人債を發行する場合における社会医療法人債、募集社会医療法人債、社会医療法人債券、社会医療法人債権者、社会医療法人債権者、社会医療法人債管理補助者、社会医療法人債権者集会又は社会医療法人債原簿についての会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第七百十四條の七	第七百十四條の六	第七百十四條の四第五項	第七百十四條の四第四項				
第七百十四條、第七百七條、第七百八條、第七百十條第一項、第七百十一條、第七百十三條及び第七百	第七百十四條の二	第七百二條	第七百五條第二項及び第三項	第七百十四條の二	社債発行会社	第七百六條第一項各号	第七百五條第一項
医療法第五十四條の七において準用する第七百四條、第七百七條、第七百八條、第七百十條第一項、第七百十三條第一項、	医療法第五十四條の五の二	医療法第五十四條の五	医療法第五十四條の七において準用する第七百五條第二項及び第三項	医療法第五十四條の五の二	社会医療法人債発行法人	医療法第五十四條の七において準用する第七百六條第一項各号	医療法第五十四條の七において準用する第七百五條第一項

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)				

第七百三十二条各号	第七百十四條第一項	第七百十四條の二	第七百二条	同条第二項	第七百十一条第一項	同項	第七百四條中	十四條
医療法第五十四條の	同法第五十四條の七 において準用する第 七百十四條第一項	医療法第五十四條の 五の二	五 医療法第五十四條の	同法第五十四條の七 において準用する第 七百十一条第二項	同条において準用す る第七百十一条第一 項	同法第五十四條の七 において準用する同 項	同法第五十四條の七 において準用する第 七百四條中	第七百十一条、第七 百十三條及び第七百 十四條




第七百二十九条 第一項	(略)	第七百三十五條	(略)	(略)	第七百三十五條	第七百三十五條 の二第一項	第七百三十五條 の二第二項	一項、第七百三十七 条第一項ただし書及 び第七百三十八條
第七百七条 第十四条の七	(略)	(略)	(略)	(略)	社債発行会社	社債発行会社	社債発行会社	一項、第七百三十七 条第一項ただし書及 び第七百三十八條
医療法第五十四條の 七において準用する 第七百七条（同法第 五十四條の七におい て準用する第七百十 四條の七	(略)	(略)	(略)	(略)	社会医療法人債発行 法人	社会医療法人債発行 法人	社会医療法人債発行 法人	（係る部分に限る。） 第七百三十六條第 一項、第七百三十七 条第一項ただし書及 び第七百三十八條

第七百二十九条 第一項	(略)	第七百三十五條	(略)	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	第七百三十八條
第七百七条	(略)	(略)	(略)	(略)				第七百三十八條
医療法第五十四條の 七において準用する 第七百七条	(略)	(略)	(略)	(略)				第七百三十八條





	(略)	第七百四十条第三項
八百二条第二項において準用する場合を含む。)、第八百十條(第八百十三條第二項において準用する場合を含む。 )又は第八百十六條の八	(略)	(略)
	(略)	医療法第五十八條の四第一項
	(略)	第七百四十条第三項
八百二条第二項において準用する場合を含む。 )又は第八百十條(第八百十三條第二項において準用する場合を含む。 )	(略)	(略)
	(略)	医療法第五十八條の四第一項

<p>含む。以下この項において同じ。）及び第八百十條第二項（第八百十三條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八百十六條の八第二項</p>	<p>第四百四十九條第二項、第六百二十七條第二項、第六百三十五條第二項、第六百七十七條第二項、第七百七十九條第二項、第七百九十九條第二項及び第八百十六條の八第二項中「知れている債権者」とあるのは「知れている債権者（社債管理者又は社債管理補助者がある場合にあつては、当該社債管理者又は社債管理補助者を含む。）」と、第七百八十九條第二項及び第八百十條第二項中「知れている債権者（同項の規定に</p>
	<p>同項中「判明している債権者」とあるのは、「判明している債権者（社会医療法人債管理者又は社会医療法人債管理補助者がある場合にあつては、当該社会医療法人債管理者又は社会医療法人債管理補助者</p>

<p>含む。以下この項において同じ。）及び第八百十條第二項（第八百十三條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）</p>	<p>第四百四十九條第二項、第六百二十七條第二項、第六百三十五條第二項、第六百七十七條第二項、第七百七十九條第二項及び第七百九十九條第二項中「知れている債権者」とあるのは「知れている債権者（社債管理者がある場合にあつては、当該社債管理者を含む。）」と、第七百八十九條第二項及び第八百十條第二項中「知れている債権者（同項の規定により異議を述べることのできるものに限る。）」とあるのは「知れ</p>
	<p>同項中「判明している債権者」とあるのは、「判明している債権者（社会医療法人債管理者がある場合にあつては、当該社会医療法人債管理</p>

(略)	
第八百六十八条 第四項	
(略)	より異議を述べるこ とができるものに限 る。」とあるのは 「知れている債権者 (同項の規定により 異議を述べることが できるもの)に限り、 社債管理者又は社債 管理補助者がある場 合にあつては当該社 債管理者又は社債管 理補助者
第七百五条第四項及 び第七百六条第四項 の規定、同法第五十 四条の七において準 用する第七百七条、 第七百十一条第三項 、第七百十三条並び に第七百十四條第一 項及び第三項(これ らの規定を第七百十 四條の七において準 用する場合を含む。 )の規定並びに第七 百八条第三項、第七 百三十二条、第七 百四十条第一項及び	
(略)	
医療法第五十四条の 七において準用する 第七百五条第四項及 び第七百六条第四項 の規定、同法第五十 四條の七において準 用する第七百七条、 第七百十一条第三項 、第七百十三条並び に第七百十四條第一 項及び第三項(これ らの規定を同法第五 十四條の七において 準用する第七百十四 條の七において準用 する場合を含む。)	
(略)	
第八百六十八条 第四項	
(略)	ている債権者(同項 の規定により異議を 述べる)とあるもの に限り、社債管理 者がある場合にあ つては当該社債管理 者
第七百五条第四項、 第七百六条第四項、 第七百七条、第七百 十一条第三項、第七 百十三条、第七百十 四條第一項及び第三 項、第七百八条第 三項、第七百三十二 条、第七百四十条第 一項並びに第七百四 十一条第一項	
(略)	
医療法第五十四条の 七において準用する 第七百五条第四項、 第七百六条第四項、 第七百七条、第七百 十一条第三項、第七 百十三条、第七百十 四條第一項及び第三 項、第七百八条第 三項、第七百三十二 条、第七百四十条第 一項並びに第七百四 十一条第一項	

	第七百四十一条第一項	の規定並びに同法第五十四条の七において準用する第七百十八条第三項、第七百三十二条、第七百四十条第一項及び第七百四十一条第一項
第八百七十四条第一号	第八百七十条第一項第一号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役員しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項	社会医療法人債管理者若しくは社会医療法人債管理補助者の特別代理人又は医療法第五十四条の七において準用する第七百四十四条第三項（同法第五十四条の七において準用する第七百四十四条の七
第八百七十四条第一号	第八百七十条第一項第一号に規定する一時取締役、会計参与、監査役、代表取締役、委員、執行役員しくは代表執行役の職務を行うべき者、清算人、代表清算人、清算持分会社を代表する清算人、同号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者、検査役、第五百一条第一項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百六十二条第一項	社会医療法人債管理者の特別代理人又は医療法第五十四条の七において準用する第七百四十四条第三項

(略)		
(略)	の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者若しくは社債管理補助者の特別代理人又は第七百十四条第三項（第七百十四条の七	
(略)		

（社会医療法人債に関する法令の適用）  
 第五条の九 法第五十四条の八に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。同法第二十四条第二項を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）とし、社会医療法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、社会医療法人、社会医療法人債権者、代表社会医療法人債権者、社会医療法人債券、社会医療法人債管理者、社会医療法人債管理補助者、社会医療法人債原簿又は社会医療法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する会社、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債管理補助者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

読み替える法令

読み替えられる字句

読み替える字句

(略)		
(略)	の鑑定人、第五百八条第二項（第八百二十二条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第六百七十二条第三項の帳簿資料の保存をする者、社債管理者の特別代理人又は第七百十四条第三項	
(略)		

（社会医療法人債に関する法令の適用）  
 第五条の九 法第五十四条の八に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。同法第二十四条第二項を除く。）及び担保付社債信託法施行令（平成十四年政令第五十一号）とし、社会医療法人債に係るこれらの法令の規定の適用については、社会医療法人、社会医療法人債権者、代表社会医療法人債権者、社会医療法人債券、社会医療法人債管理者、社会医療法人債管理補助者、社会医療法人債原簿又は社会医療法人債権者集会は、それぞれ会社法に規定する会社、社債権者、代表社債権者、社債券、社債管理者、社債原簿又は社債権者集会とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

読み替える法令

読み替えられる字句

読み替える字句







(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

○ 社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八十五号）（抄）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（役員等又は評議員の損害賠償責任等に関する読替え）</p> <p>第十三条の十二 法第四十五条の二十二の二において役員等又は評議員の損害賠償責任等について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百五十四条第四項第三号、第一百六条第一項、第一百八条の二第二項第二号及び第五項並びに第一百八条の三第二項の規定を準用する場合には、同法第一百五十四条第四項第三号中「<u>第一百一十一条第一項</u>」とあるのは「<u>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の二十第一項</u>」と、同法第一百六条第一項中「<u>第八十四条第一項第二号</u>」とあるのは「<u>社会福祉法第四十五条の十六第四項</u>」において読み替えて準用する第八十四条第一項、同法第四十五条の十六第四項において読み替えて準用する第九十二条第二項、同法第四十五条の二十第三項及び同法第四十五条の二十二の二において準用する第一百六条第一項」と、同法第一百八条の三第二項中「<u>第八十四条第一項、第九十二条第二項及び第一百一十一条第三項</u>」とあるのは「<u>社会福祉法第四十五条の十六第四項</u>において読み替えて準用する第八十四条第一項、同法第四十五条の十六第四項において読み替えて準用する第九十二条第二項及び同法第四十五条の二十第三項」と読み替えるものとする。</p>	<p>（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任に関する読替え）</p> <p>第十三条の十二 法第四十五条の二十四第四項において役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任について一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百五十四条第四項第三号及び第一百六条第一項の規定を準用する場合には、同号中「<u>第一百一十一条第一項</u>」とあるのは「<u>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第四十五条の二十第一項</u>」と、同項中「<u>第八十四条第一項第二号</u>」とあるのは「<u>社会福祉法第四十五条の十六第四項</u>」において読み替えるものとする。</p>



